

## 雇用保険資格喪失申請書 (離職票の交付を希望しない)

記入例

退職(喪失)者

(記入に当たっては裏面をご覧ください)

⇒ 右面の退職(喪失)理由欄も必ずご記入下さい。

フリガナ 氏名		ヨコハマ ミナコ 横浜 美奈子				生年月日	昭和 平成	1	年	3	月	1	日
個人番号 (マイナンバー)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
住所		〒 231-0015 横浜市中区尾上町1-2-3				TEL	045	(	681	)	2173		
退職年月日 (喪失年月日)		平成・令和		1	年	5	月	20	日				
賃金の締切日		毎月		20	日								
賃金の支払日		当月		・	翌月	25	日						
1週間の所定労働時間		40		時間									

**事業主証明欄**

令和 1 年 5 月 23 日

上記従業員は、雇用保険を喪失するので、雇用保険資格喪失手続きを願いたくここに申請いたします。

地域	中	事業所名	神奈川歯科医院
電話番号	045-681-2172	事業主名	神奈川 一郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>
事業所所在地	〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68		

**退職(喪失)者証明欄**

上記内容及び退職(喪失)理由に相違ないことを認めます。

氏名 横浜 美奈子 印

退職(喪失)理由	
(退職(喪失)者の主たる退職理由の番号一つに丸をつけて下さい。なお、7番を選択した場合はさらに下の「具体的な経緯」欄に退職の具体的な事情を記入してください。) ※1・7以外を選択する場合には必ず右欄の添付書類が必要です。 ※事業主が虚偽の退職理由を記載した場合、不正に受給した者と連帯して処分を受けますのでご注意ください。	
退職(喪失)理由	添付書類
1 労働者の一身上の都合による退職(転職希望、結婚、出産、転居等) ※労働者に退職願を書いてもらい、保管しておいて下さい	
2 1週間の所定労働時間が20時間未満になったため	変更前後の労働契約書または喪失日から1か月間のタイムカードのコピー
☆事業主からの働きかけによるもの	
3 解雇(解雇予告済み・解雇予告手当未済み)	解雇予告通知書のコピー 口頭で通知している場合は類末書(原本)
4 重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇)	労働基準監督署へ提出した解雇予告除外認定申請書
5 勲奨による退職	事業主の類末書(原本)
☆労働者の判断によるもの	
6 労働条件に係る重大な問題(賃金低下・賃金遅配・過度な時間外労働・採用条件との相違等)があったと労働者が判断したため	問題が確認できる労働契約書、就業規則、賃金台帳、給与明細書、タイムカードのコピー
7 職場環境に係る重大な問題(故意の排斥・嫌がらせ等)があったと労働者が判断したため	
8 事業所での対規模な人員整理(30名以上又は被保険者の3分の1を超える離職)があったため労働者自ら離職	大量離職届
9 配置転換に適応することが困難であったため(教育訓練=有・無)	配置転換の辞令
10 事業所移転により往復通勤時間が概ね4時間以上となった(なる)ため	事業所の移転先住所及び移転時期が確認できるもの
☆事業所の倒産等によるもの	
11 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職(事業廃止に伴う解雇或いは勲奨退職の場合は、番号2又は4)	適用事業所廃止届
☆定年、契約期間満了によるもの	
12 定年(歳)による離職(60歳以上で、就業規則等に定めがある場合のみ)	就業規則のコピー
13 雇用契約期間満了による離職(雇用期間3年未満)	労働契約書のコピー
14 雇用契約期間満了による離職(雇用期間3年以上で、労働契約に最後の契約更新であることが明示されている場合のみ)	過去3年分の労働契約書のコピー
具体的な経緯(退職理由7番を選択した場合は必ず記入してください)	